食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について(案)

(平成19年7月12日)(食料・農業・農村政策審議会決定)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の 表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌 事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名 称             | 所掌事務                           |
|-----------------|--------------------------------|
| 企画部会            | 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定によ |
|                 | り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。       |
| 食品産業部           | 卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合  |
| 会               | 理化に関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用 |
|                 | の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、食品流通構造改  |
|                 | 善促進法(平成3年法律第59号)、容器包装に係る分別収集及  |
|                 | び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)及  |
|                 | び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法  |
|                 | 律第116号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を  |
|                 | 処理すること。                        |
| 食糧部会            | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律    |
|                 | 第113号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処  |
|                 | 理すること。                         |
| 家畜衛生部           | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審  |
| 会               | 議会の権限に属させられた事項を処理すること。         |
| 果樹部会            | 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の規定によ  |
|                 | り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。       |
| 甘味資源部           | 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第10  |
| 会               | 9号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理す   |
|                 | ること。                           |
| 畜産部会            | 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法  |
|                 | (昭和27年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関す |
|                 | る法律(昭和29年法律第182号)、畜産物の価格安定に関する |
|                 | 法律(昭和36年法律第183号)、加工原料乳生産者補給金等暫 |
|                 | 定措置法(昭和40年法律第112号)及び肉用子牛生産安定等特 |
|                 | 別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限に |
| The Mark of the | 属させられた事項を処理すること。               |
| 農業共済部           | 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重  |

## 要事項であって、次に掲げるもの。 会 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施 設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審 議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査 審議すること。 農業農村振 1 土地改良法(昭和24年法律第195号)及び農業振興地域の 興整備部会 整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の規定により審議 会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、 次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議するこ イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議す ること。

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、 その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴 かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

| NO NO HOTO WINING ( | - No CNO PA A PA M C TO C |
|---------------------|---|
| 部 会                 | 課   |
| 企画部会                | 大臣官房企画評価課   |
| 食品産業部会              | 総合食料局食料企画課  |
| 食糧部会                | 総合食料局食糧部計画課   |
| 家畜衛生部会              | 消費・安全局動物衛生課   |
| 果樹部会                | 生産局果樹花き課  |
| 甘味資源部会              | 生産局特産振興課  |
| 畜産部会                | 生産局畜産部畜産企画課   |
| 農業共済部会              | 経営局保険課  |
| 農業農村振興整備部会          | 農村振興局企画部事業計画課   |

## 食料・農業・農村政策審議会の組織の概要

